

学童クラブ費の減免申請手続きの見直しについて

1. 減免制度の概要

- 生活保護世帯、住民税非課税世帯、二人以上の児童が学童クラブに入会している世帯、ひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯等の費用の負担を軽減するための制度
- 現在の減免申請手続きは、入会決定後に減免申請書と添付書類を子育て課に提出。

減免の種類	添付書類
① 生活保護世帯の方（免除）	添付書類： <u>生活保護受給証明書</u>
② 住民税非課税世帯の方（免除）	ア. 4、5月の学童クラブ費 添付書類： <u>前年度非課税証明書</u> イ. 6月以降の学童クラブ費 添付書類： <u>当年度非課税証明書</u>
③ 同一世帯で2人以上の児童が学童クラブに入会している方（減額）	当該世帯の児童のうち1人を除いて、1人につき3,000円を減額。 添付書類：なし
④ ひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯（減額）	当該世帯の児童について1人につき3,000円を減額。 添付書類： <u>ひとり親家庭等医療証の写し</u>

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生活保護世帯	入会 申 請 受 付 の 新 年 度		① 減 免 申 請													
住民税非課税世帯			① 減 免 申 請				② 減 免 申 請									
同一世帯			① 減 免 申 請													
ひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯			① 減 免 申 請											② 減 免 申 請		

学童クラブ費減免対象者数（平成 28 年 5 月現在）

減免の種類	対象児童数(人)
① 生活保護世帯の免除	18
② 住民税非課税世帯の免除	135
③ 同一世帯の減額	107
④ ひとり親家庭等医療証の交付を受けている世帯の減額	51

2. 見直しの概要

① 原則、書類の添付を廃止

- ・利用者の課税情報などを、子育て課が確認することに同意していただくことを条件に、減免を申請する際に必要となる添付書類（非課税証明書など）を省略する。



・各種証明書を入手するための、費用や手間がなくなる。

② 入会手続きに併せて、減免申請書を提出

- ・入会手続きとは別に、後日、減免申請書の提出を必要としていた。また、減免理由によっては、年度内に2回の提出を求めていた。これらを、原則、入会手続きに併せて提出できるようにする。



・申請漏れの防止、及び何度も子育て課に行く必要がなくなり、申請者の負担の軽減が図れる。

3. 日野市情報公開・個人情報保護運営審議会への報告（平成28年9月29日）

- ・子育て課の学童クラブ費減免制度等の見直しに伴い、届出に係る事務を変更し、個人情報をも目的外利用することについて日野市情報公開・個人情報保護運営審議会へ報告しました。

	事務の名称	目的外利用する内容
生活福祉課	生活保護事務	生活保護の受給の有無
市民税課	市民税・都民税賦課事務(特)	住民税非課税証明
子育て課	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭医療証の交付の有無

4. 実施時期

平成29年度分の減免申請より開始

5. その他

この見直しに伴い、駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」夜間育成費の減免申請手続きについても同様の見直しをいたしました。